

## 松阪市こども計画 別紙計画

市町村こども計画については、こども基本法第10条第5項の規定に基づき、その他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされ「自治体こども計画策定のためのガイドライン」(こども家庭庁)においても、「既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される」としています。

その一方で、同ガイドラインでは、「地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照し合うなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能」としています。

この松阪市こども計画は、随時策定する必要がある個別事項について定めるもので、市町村こども計画の一部として位置付け、その効力を発揮するものとします。

### 1 こども・子育て支援事業債活用計画

こども・子育て支援事業債については、松阪市こども計画に該当事業を位置付けることで、起債発行の同意が得られ、後年度に交付税措置を受けることができる有利な市債を発行することができます。

今後予定している下記事業を、こども・子育て支援事業債活用予定事業に位置付けます。

#### こども・子育て支援事業債活用事業

実施予定年度	実施事業名	具体的な事業内容
令和8年度～ 10年度	嬉野ふるさと会館児童公園整備事業（転落防止柵設置、遊具取替、駐車場整備）	転落防止柵の設置や老朽化した遊具の交換、駐車場の整備を通じて、こどもたちが安心して遊べる安全な環境を提供するとともに、公園の利便性を向上させることで利用を促進します。これらの取組により、子育てを支える環境づくりを推進し、安心して利用できる公園環境を整えます。
令和8年度	保育園・認定こども園施設整備事業費（大河内保育園プール日除け設置工事）	近年の気温上昇による熱中症予防として、園児を日差しから守り安全で快適な水遊び環境を整えるためプールに日除けを設置します。